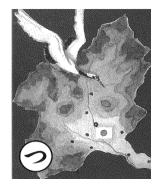




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年6月26日(金) 第9811号

目次

ページ

告 示

- 道路の区域変更(道路管理課) 2
- 同 2
- 同 2
- 道路の供用開始(同) 3
- 同 3
- 使用料の収納事務の委託(住宅政策課) 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民活動支援・広聴課) 4
- 肥料の登録有効期間の更新(技術支援課) 4

収用委員会公告

- 収用の裁決手続の開始決定 5

正 誤

- 令和2年3月27日群馬県告示第99号(都市計画課) 5

■ 告 示

◎群馬県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	406号	高崎市下豊岡町字尺地287番地先から同市同字同299番の1地先まで	前	10.3～15.0	80.3
			後	10.4～21.0	80.3

◎群馬県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下仁田小幡線	富岡市岡本1311番の2地先から同市同1312番の1地先まで	前	5.8～6.9	37.1
			後	12.8～14.6	37.1

◎群馬県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル

県道	中之条草津線	吾妻郡中之条町大字上沢渡字唐操原外1国有林46林班か小班地先から同郡同町大字同字唐操原外1国有林46林班の小班地先まで	前	10.0～31.6	302.3
			後	17.3～44.3	300.0

◎群馬県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	中之条草津線	吾妻郡中之条町大字上沢渡字唐操原外1国有林46林班か小班地先から同郡同町大字同字唐操原外1国有林46林班の小班地先まで	令和2年6月26日

◎群馬県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月26日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字西窪字上河原90番の23地先から同郡同村大字鎌原字田小路935番の1地先まで	令和2年6月26日

◎群馬県告示第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収納の事務を委託した。

令和2年6月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 前橋市紅雲町一丁目7-12 群馬県住宅供給公社
- 2 委託した事務の内容 群馬県県営住宅管理条例（昭和35年群馬県条例第32号）第24条に規定する県営住宅の家賃の収納事務
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年6月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年6月15日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人にゃんこ こねくしょん
- 3 代表者の氏名 近藤昇大
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市箕郷町生原1864番地1
- 5 定款に記載された目的
 - (1) この法人の活動目的は、人間と動物とが共生できる地域社会の実現を目指すことである。
 - (2) 当法人は、本条第1項に掲げる目的を実現するために人々の動物愛護精神の育成に寄与することを目的とする。

肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和2年6月26日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第10009号	混合有機質肥料	Kユーキ	窒素全量 4.0 りん酸全量 5.0 加里全量 2.0	肥料取締法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	株式会社ニチリウ永瀬 福岡県福岡市博多区博多 駅東一丁目14番3号	令和5年6月29日

■ 収用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

令和2年6月26日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 起業者の名称 群馬県
- 2 事業の種類 高崎市都市計画道路事業3・3・7号前橋長瀬線及び3・4・24号高崎玉村線
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

群馬県高崎市岩鼻町字坂上北

地番	地目		地積(㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積(㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
247番1	宅地	宅地	289.30	289.31	16.48

収用の裁決手続の開始を決定する土地の区域は、別図(図面省略)のとおりである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
持分5分の1 亡 栗原千恵子 上記法定相続人	神奈川県鎌倉市津1147番地59
法定持分10分の1 栗原和弘	神奈川県鎌倉市津1147番地59
法定持分10分の1 水流京子	神奈川県横浜市栄区笠間三丁目45番1-803号
持分5分の1 木村喜義	東京都新宿区高田馬場一丁目20番16号
(登記記録上の氏名) 針谷喜義	(登記記録上の住所) 東京都渋谷区笹塚一丁目26番1号
上記成年後見人 関哉直人	東京都港区西新橋一丁目12番8号 西新橋中ビル2階
持分5分の1 針谷あけみ	千葉県松戸市馬橋3078番地の3
持分5分の1 針谷巖	東京都江東区亀戸二丁目6番30-418号
(登記記録上の氏名) 針谷巖	
持分5分の1 針谷泉	群馬県高崎市岩鼻町247番地4

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社	群馬県高崎市宮元町1番地2	使用借権
東日本電信電話株式会社埼玉事業部群馬支店	群馬県高崎市高松町3番地	使用借権

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 令和2年6月19日

正 誤

○告示正誤

令和2年3月27日群馬県告示第99号(群馬県屋外広告物条例に規定する知事が指定する区域、場所等の告示の一部改正)

発行番号	ページ	行	誤	正

第9786号	23	24	2(4)	3(4)
			2(5)	3(5)
	25	2(8)	3(8)	
		2(9)	3(9)	

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111